

平成29年11月20日

第83回 神戸市個人情報保護審議会

市政情報室における防犯カメラの設置による
個人情報の収集について

(市民参画推進局)

神市参市第 397 号
平成 29 年 11 月 14 日

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 喜 造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第 7 条第 2 項第 5 号「収集の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部市民情報サービス課

市政情報室における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第7条第2項第5号「収集の制限」に関して)

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
- 2 犯罪もしくは迷惑行為を行う者(神戸市庁舎利用規則第9条違反)の画像、音声

上記情報の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。

- 3 撮影対象地点を通過する人物の画像、音声

市政情報室における防犯カメラの設置について

1 目的

本市市政情報室では、各種行政資料、統計資料等を中心に、市政情報に関する市民の図書室として、広く閲覧利用に供するとともに、来室者に対して配架資料の複写や刊行物の有償販売をしている。

また、神戸市の保有する公文書の公開請求及び個人情報の開示請求に関する相談や受付等を行っている。

市政情報室は、市民に開放された施設であることから、不特定の市民の方々が利用されているものの、来室者による不当要求行為やトラブルも発生している。

このため、他の利用者の安全確保と、犯罪又は市庁舎内での遵守事項（神戸市庁舎利用規則第9条）違反行為の事前防止の観点から、また、事後的に犯罪解明等を容易にするための証拠保全を目的として、市政情報室内に防犯カメラを設置する。

2 防犯カメラの設置及び運用

- (1) 防犯カメラの設置場所は、神戸市役所2号館2階 市政情報室とする。
- (2) 撮影範囲は、室内に資料が配架されているラック及びレジスターを含めたオープンスペースとする。但し、プライバシーに配慮を要する公文書の公開請求及び個人情報の開示請求に関する相談や受付等は原則として公開室（2室）で行い、撮影をしない。
- (3) 防犯カメラは常時作動させる。
- (4) 市政情報室内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

3 防犯カメラ装置及び記録データの管理

- (1) 防犯カメラ装置及び記録データの適正な管理を行うため、市民情報サービス課長を管理責任者とし、管理責任者が管理上必要と認める者に、防犯カメラ装置を操作させる。
- (2) 防犯カメラ装置及び記録データの管理にあたっては、神戸市個人情報保護条例及び神戸市情報セキュリティポリシーに基づき、漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずる。
- (3) 記録データの保存期間は、原則1ヵ月以内とする。また、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工を禁止する。
- (4) 保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に新しい記録データを上書きする方法により、これを消去するものとする。なお、保存期間を超えて保存

が特に必要であると認められる場合は、電子記録媒体に複写して保存するとともに、延長した保存期間が終了して廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破砕、裁断等の処理を行うものとする。

4 記録データの利用及び外部提供の制限

記録データは、設置目的に即して犯罪の捜査及び事故の究明のため、捜査機関に協力する場合や、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合を除き、利用及び外部提供しない。

5 防犯カメラの設置効果

- (1) 防犯カメラの設置により、犯罪もしくは迷惑行為に対する抑止効果が期待できる。
- (2) 記録データによる証拠保全をすることによって、犯罪発生後の犯罪解明等、迅速かつ適切な対応が期待できる。

6 参 考

「神戸市庁舎利用規則」抜すい

(庁舎内での遵守事項)

第9条 何人も、庁舎内において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

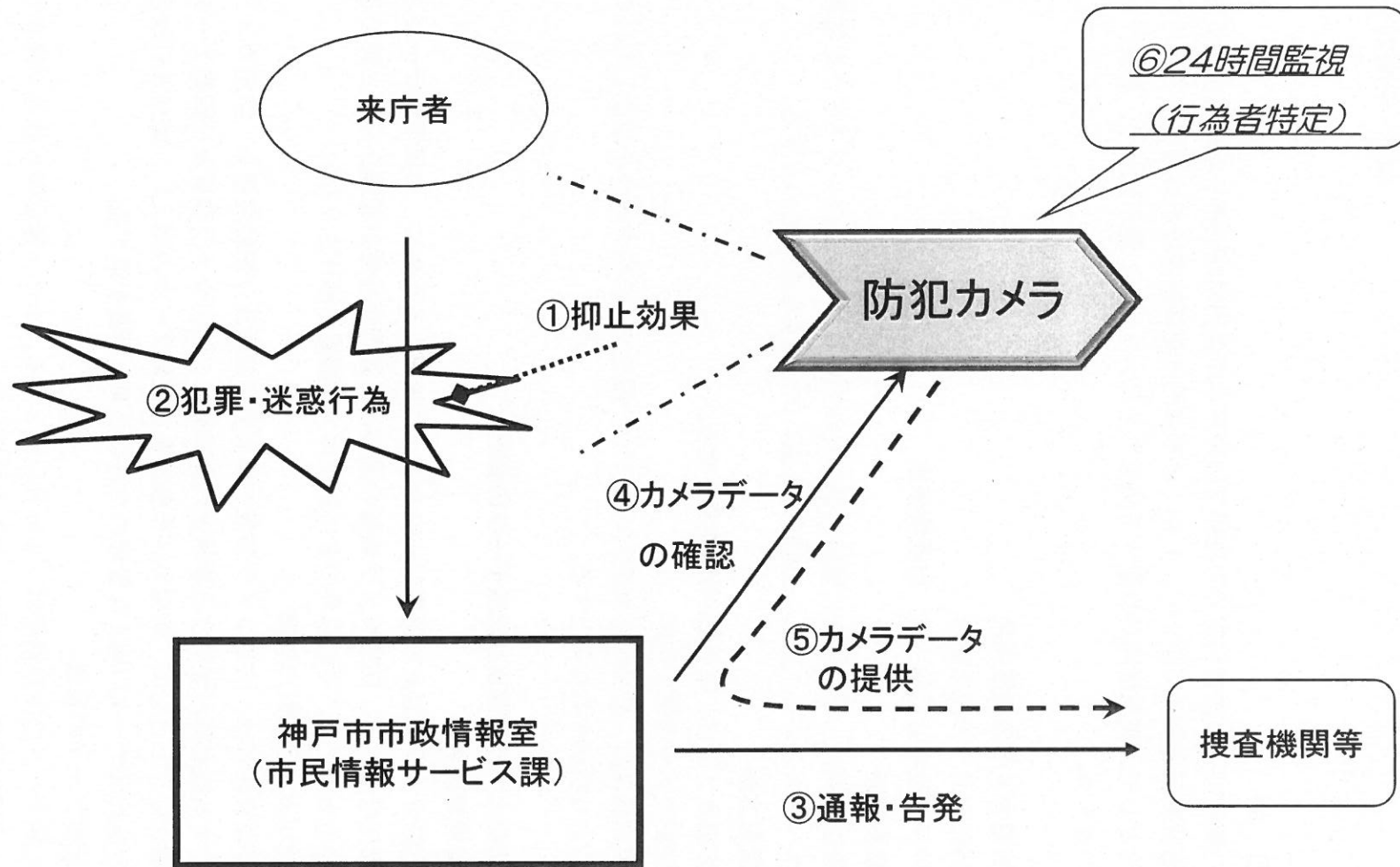
- (1) 庁舎若しくは庁舎内の物品を損傷し、若しくは滅失し、又は庁舎の美観を損ねないこと。
- (2) 凶器、爆発物その他の危険物を持ち込まないこと。
- (3) 乱暴な言動で他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 職員に面談を強要しないこと。
- (5) 職員の求めがあったときは直ちに退去すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の適正な庁舎の利用又は公務の円滑な遂行を妨げる行為をしないこと。

(違反行為に対する措置)

第10条 庁舎管理者は、次に掲げる者に対し、庁舎への出入りを禁止し、許可を取り消し、又は違反事項の是正、行為の禁止、庁舎からの退去、物件の撤去その他必要な措置を命じることができる。

- (1) 第7条の規定に違反して氏名又は出入りの目的を明らかにしない者
- (2) 第8条第1項の規定に違反して庁舎管理者の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の許可に付した条件に違反した者
- (3) 前条の規定に違反した者又は違反するおそれのあることが明らかである者

◆ 防犯カメラ設置後の対応フロー



市政情報室に設置する防犯カメラシステムの運用に関する取扱要領(案)

制定 平成 29 年 月 日

第 1 目 的

この要領は、市政情報室での犯罪又は神戸市庁舎利用規則第 9 条に規定する庁舎内での遵守事項違反を事前に防止し、もしくは事後的に犯罪解明等を容易にするための証拠保全を目的として、実施機関が設置する防犯カメラシステムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 防犯カメラの設置運用

1 防犯カメラの設置場所

神戸市役所 2 号館 2 階 市政情報室

2 撮影範囲

撮影範囲は、前項室内に資料が配架されているラック及びレジスターを含めたオープンスペースとする。但し、公開室（2 室）内は撮影しないものとする。

3 撮影方法

防犯カメラは、毎日 24 時間作動させる。

4 防犯カメラ設置の明示

実施機関は、設置する施設内の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示板により明示するものとする。

第 3 防犯カメラ装置及び記録データの管理

1 管理責任者等

防犯カメラ装置及び記録データを適正に管理するために、市民情報サービス課長を管理責任者とする。防犯カメラ装置の操作は、管理責任者が管理上必要と認める者に操作させるものとし、それ以外の者に防犯カメラ装置を操作させない。

2 防犯カメラ装置の管理

管理責任者は、防犯カメラ装置の画像表示装置及び記録装置を、防犯カメラの設置を所管する担当課が管理する事務室内に設置し、防犯カメラ装置及び記録データの適正な管理を行うとともに、防犯カメラ装置及び記録データの漏えい、滅失及び改ざんの防止その他記録データの適正な管理のために必要な措置を講ずる。

3 記録データの管理

記録データの保存期間は、1 ヶ月以内とする。また、撮影時の状態で保存するものとし、当該記録データを修正・加工を禁止する。

4 記録データの保存延長

管理責任者が保存期間を超えて保存が特に必要であると認める場合は、記録データの保存期間を変更することができる。この場合、当該記録データを電子記録媒体に複写し

てこれを保存するものとし、施錠可能なロッカー等で厳重に管理し、管理責任者の許可を得ずに、記録データの閲覧、複写及び持ち出しはしないものとする。

第4 記録データの利用及び外部提供の制限

記録データは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用又は外部提供しない。

- (1) 設置目的に即して犯罪の捜査及び事故の究明のため、捜査機関に協力する場合
- (2) 刑事訴訟法第197条第2項その他法令に基づく照会があり、提出することに合理的な理由があると認める場合
- (3) その他、神戸市個人情報保護条例第9条第1項各号に該当する場合

第5 記録データの消去及び廃棄

保存期間を経過した記録データは、当該記録装置に新しい記録データを上書きする方法により、これを消去するものとする。

また、延長した保存期間が終了した電子記録媒体の画像・音声は、直ちに消去するものとし、廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、電子記録媒体を破砕、裁断等の処理を行うものとする。

第6 附 則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。